

No. 16

(秘)

昭和二十三年八月三日

地方課資料 第一二号

連絡調整中央事務局第一地方課

0208

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
九	四	中	神	大	京	東	横	東	北	横
州	國	國	戶	阪	都	海	須	北	道	浜
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

◎連調事務局 番号

公信送付宛先表

地方課資料第十二号配布表(昭廿三、八、十三)

4	3	2	1	◎駐	4	3	2	1	
島	岡	板	板	在	鹿	大	小	熊	
		橋	橋	官	兒	分	倉	本	
		(地方課渡)	(地方課渡)		島	15	14	13	12

◎出張所 番号

0207

RA'-0146

0109

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

- 一 経済安定本部渉外事務週報摘録 (1-1)
- 二 商工省連絡週報摘録 (1)
- 三 大藏省渉外部報 (1-1)
- 四 鉄道渉外事務情報 (1)

(以上)

0209

0210

-1-

一 経済安定本部渉外事務週報 (七月十四日及二十一日分) 摘録

(一) 米國の対日援助額  
 本件に關する細目及び買付計画の詳細は未だ明かでないが、十三日E.S.S.外國貿易部一担当官の口話によれば左の金額が見込まれる由である。

E.I.R.F. 同種基金 / 一億五千万弗 (十五ヵ月)  
 G.A.R.I.O.R. / 三億九千二百萬弗 (九日分のみ)  
 E.R.O.A. / 一億弗

(二) 炭鐵調査團  
 炭鐵調査團は既報の通り現地常駐制になることとなつたが去る七月十三日正式にG.H.Q.より八軍に命令が引續が行われた。

(三) シヤム米の輸入  
 シヤム米の輸入についてE.S.S.價格配給部担当官は近くシヤムより通商代表の到着を待ち、先づシヤム側との話を固めた後I.E.R.O. (國際緊急食糧副當委員会) に正式に副當を要求する予定であるが最近の情敵によれば相當の副當が得られる見込であると言へた。

(四) 自家用乗用車の制限  
 自家用乗用車の制限目下準備中の自動車運行規則につきE.I.T.S.及びE.S.S.アンタイトラスト部係官よりの示唆に基いて自家用乗用車の遊樂的使用を禁止する條項を設けることとなつた。

RA'-0146

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0110

(一) 経済安定十原則の性格について  
 七月二十一日、トカッ卜局長、商工大臣会談の席上、E.S.S.コ  
 I. エン氏は要旨を左の通り語つた。  
 P. 本法の具体的な一条件として、米国の資金材料は差止められ、E.R.  
 安定が、日本に占領地援助諸國との條約には本國が掲げられて  
 も、その日本に占領地援助諸國との條約には本國が掲げられて  
 居るが、日本に占領地援助諸國との條約には本國が掲げられて  
 管の責を負は、従つて日本政府に本内容を指示したものである  
 (参照)  
 (二) 昭和二三、八、二附一、地合第四八二七号往信  
 七、三〇附一、地合第四八七号往信(第五頁)

0212

又かゝる法的措置とは別に、乗用車に對する石油製品割当要綱  
 に基き、取締の強化、割当自体の大口削減をなし、その代り  
 總の運送網ハスを新設すること、一般用ハスの増強、時間的制  
 限等を近く実施すること、G.T.の了解を取付けた。  
 (四) 重要物資在庫調査  
 七月二十二日の経済安定本部総司令部定例会談において、本  
 案に關する地方安定局より報告を述べ、右計画に  
 案上日本に在る在庫状況を知らしめ、報告の内容に協力を  
 まとまつた報告を提出されたい旨述べ、報告の内容に協力を  
 れが止むなことを確めたい旨述べ、報告の内容に協力を  
 うに留意されたい旨述べ、報告の内容に協力を  
 査報告を七月二十九日までに提出するよう要請して來た。  
 (内) 原油輸入計画  
 S. 原油輸入は従來總司令部において許可しなかつたが、今  
 買入の資に充てることを考へ、本件に關し十九日、生油  
 係官と懇談した。現存精油工場、差当り年間六十萬トンの  
 留量と認めるとの決議に達した。本件は、G.L.S.と係官  
 輸入を妥當と認めるとの決議に達した。本件は、G.L.S.と係官  
 の上、總司令部に提出の手続をとることになつた。

0211



(一) 労働争議 鉄道渉外事務局情報(七月二十七日) 摘録  
 労働争議による連合軍の貨物旅客列車の遅延に関する件  
 英軍輸送統制部にて今般次の電報指令が各地区司令官及  
 比軍の通知がある。今般の電報指令は連合軍の貨物旅客  
 列車並に客貨車の輸送が十分間に上遅延せしめられた。爾後  
 各地区司令官及びB.C.O.F.はこれを当司令部業務局長あて報告  
 すること。本報告は出来る限り迅速な方法を以つて左記を記  
 入すること。  
 列車番号日本側列車による場合は車りより番号、遅延時間  
 及び本件連合軍貨物中にはP.D.による連合軍関係貨物を含む  
 旨追加指令があつた。

(以上)

0214

(一) 爲替レート 大蔵省渉外部報(七月八日、十四日)  
 爲替レート二七〇円はワシントン方面で定めたものである。  
 ヤングレポートが商業レートを三〇〇円乃至三八〇円で決定す  
 ることを勧告しているといふ説があるが根拠はない。またレ  
 ヲ局長は商業レートを現在の時機ではないが秋ごろにはまたレ  
 ヲ率分割拂の件 七月二日B.S.S.係官より官吏の俸給を毎月十日、二十五日を  
 中心に月二回に分割支給することは原則的に異存なき旨回答が  
 あつた。  
 (二) 地方税として酒消費税等創設の件  
 地方税として酒消費税(五%)を創設し住民税を一人当り一  
 〇〇円より九〇〇円に減することとした旨国会の要望に  
 より総司令部及びF.I.に説明の上了承を得た。

0213

